

加西市議会交際費の支出及び公表に関する要綱

平成 24 年 6 月 22 日 議会訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市議会が市議会及び市政の円滑な運営を図るために交際上必要な経費を支出するに当たり、一層の透明化を図るため、加西市議会交際費（以下「議会交際費」という。）の支出及び公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(議会交際費の支出)

第 2 条 議会交際費の支出は、議会を代表して議会の議長（議長の職務を代理する者を含む。）が、対外的な交際を行うために支出する。

2 議会交際費は、その相手方や内容が相当であり、社会通念上妥当と認められる範囲において支出するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、政治又は宗教を目的とする個人又は団体に対するものには支出しない。

(支出区分)

第 3 条 議会交際費の支出は、次の各号に掲げる区分（以下「支出区分」という。）に応じ、当該各号に定める内容とする。

(1) 祝金 慶事及び各種団体が開催する大会等のお祝いに係る経費

(2) 弔慰金 香典、供物等に係る経費

(3) 見舞金 病気、災害、事故等の見舞いに係る経費

(4) 会費 会費を必要とする会合等への出席に係る経費

(5) 賛助金 各種団体等の活動及び行事の趣旨に賛同して支出する経費

(6) 接遇 市政及び議会運営上で必要な相手との懇談、交渉に要する経費

(7) 贈答 市政及び議会との関わりが深い相手方への贈答等に係る経費

(8) その他 前各号に分類できない経費

(支出基準)

第 4 条 前条に規定する支出区分に対応する一般的な支出金額の基準は、別表のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は、議長、副議長で協議を行い支出金額を決定するとともに、その事由を明確にするものとする。

(支出の方法)

第 5 条 交際費の支出は、加西市財務規則（昭和 42 年加西市規則第 40 号）第 72 条の規定に基づき、資金前渡の方法により行うものとする。

(支出確認の特例)

第 6 条 資金前渡を受けた者は、交際費を支出する際、香典等社会通念上領収証を徴することが困難な場合は、支払証明書を整備し保管するものとする。

(公表)

第 7 条 議会交際費は、次に掲げる範囲で公表するものとする。

(1) 議会交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに公表するものとする。

(2) 公表の方法は、支出内容を加西市議会ホームページに掲載することにより行うものとする。

(3) 公表しようとするものの内容が加西市情報公開条例（平成 9 年加西市条例第 1 号）第 8 条の規定により公開を行ってはならないものにあつては、公表しないものとする。

(改正)

第 8 条 この要綱は、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直すものとする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 22 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

区 分	支出限度額	備 考
祝 金	10,000 円	各種総会、大会、祝賀会等の祝金・寸志等 栄典等の受賞祝い
弔慰金	10,000 円	葬儀等における香典・供花・供物等
見舞金	10,000 円	病気、災害、事故等の見舞い
会 費	会費相当額	懇談会、研修会等各種会議の会費、負担金
賛助金	10,000 円	賛助金、協賛金等
接 遇	10,000 円	会食費（1 人当たり） ※大都市圏で実施の場合は 15,000 円を 限度とする。
贈 答	5,000 円	贈答品、手土産等
その他	社会通念上、妥当 と認められる額	上記のいずれにも分類されない経費